

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○指定地域移行支援

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の指定地域移行支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務兼務可）を置くこと・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
	管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

○指定地域定着支援

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の指定地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務兼務可）を置くこと・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
	管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）